

障がい福祉部会 期末評価

第 1 章 箕輪町における現状と課題

第 1 節 障がい者福祉を取り巻く課題

1 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳を持つ方は、ほぼ横ばい状態ですが、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が年々増えています。

表 1 障害者手帳所持者数の推移 (単位: 人)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
身体障害者手帳	953	929	912	907	922
療育手帳	243	262	275	289	302
精神障害者保健福祉手帳	367	390	424	463	496
合計	1,563	1,581	1,611	1,659	1,720

年度最終日 (3 月 31 日) 現在

⇒療育、精神の手帳が年々増加している。

特に精神障害者手帳の所持者の増加は著しく、令和元年度は 244 人だったが令和 7 年度になると倍以上に増加している。

2 町内福祉サービス事業所の状況

グループホームや放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所は他の市町村と比べ少ない状況です。

表 2 上伊那市町村の福祉サービス事業所数 (令和 8 年 3 月 31 日現在) (単位: 箇所)

	箕輪町	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	南箕輪村	飯島町	宮田村	中川村
グループホーム	1	12	7	0	2	0	1	0
放課後等デイサービス事業所	2	10	7	2	6	1	1	0
児童発達支援事業所	1	4	3	1	1	0	1	0
就労継続支援A型事業所	0	1	4	0	0	2	0	1
就労継続支援B型事業所	4	16	5	3	7	2	2	1
生活介護事業所	0	7	4	0	2	1	1	1

出典 WAMNET

⇒グループホームや放課後等デイサービスの利用を求める声が多い。グループホームについては 2027 年度春に「ヨセミテホーム」が開所予定。また別にグループホームや放課後デイサービスを誘致を進めていく。

3 障がい福祉サービス費の推移

障がい福祉サービス費は平成 30 年度に 4 億円を超え、令和 2 年度で 5 億円を超え、令和 5 年度では、6 億円に達する見込みです。1 年間で約 10% ずつ伸びています。

表3 障がい福祉サービス費の推移

(単位: 千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい福祉サービス費 (障がい者)	442,256	459,195	462,871	495,772	524,269	526,450
障がい福祉サービス費 (障がい児)	64,640	71,224	88,159	94,265	106,707	124,479
合計	506,896	530,419	551,030	590,037	630,976	650,929
前年比(倍)	1.09	1.05	1.04	1.07	1.07	1.03

(福祉課調べ)

⇒上昇率に差はあるが、年々者も児も増加してい傾向にある。

令和2年度と7年度を比較すると5年間で1億5千万円のサービス費が増加している。

サービス別では、施設入所に関しては減少傾向にあります。

一方、生活介護や短期入所、就労支援系の日中活動の場としてのサービス費が増加しています。共同生活援助（グループホーム）の利用も伸びています。

障がい児は放課後等デイサービス*や児童発達支援のサービス費が伸びています。

今後もサービス費は同じような傾向で推移していくと予想されます。

表 4 障がい福祉サービス費の推移（サービス別）

（単位：千円）

サービス内容	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
居宅介護	10,497	11,519	13,636	15,347	13,892
重度訪問介護	2,669	2,877	2,697	3,127	2,824
行動援護	11,449	12,124	12,039	10,389	7,953
同行援護	257	273	462	290	356
療養介護	9,754	9,805	9,817	9,957	10,025
生活介護	88,919	88,382	94,975	100,690	108,376
短期入所	5,623	3,214	4,917	5,692	5,180
施設入所	31,881	31,049	29,426	31,378	29,550
共同生活援助	53,167	61,343	66,923	73,493	83,515
宿泊型自立訓練	1,827	810	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	3,760	5,397	5,417	4,175	3,495
自立訓練（生活訓練）	5,673	1,339	777	1,686	3,311
就労移行支援	4,491	6,955	13,881	11,097	4,923
就労継続支援A型	3,332	2,271	2,080	840	2,062
就労継続支援B型	209,320	214,675	219,099	239,047	274,815
計画相談	8,850	8,317	9,064	10,532	12,530
地域定着支援	273	115	421	0	0
地域移行支援	0	0	0	140	145
障害児相談支援	3,570	3,923	4,050	5,363	6,613
児童発達支援	20,732	25,664	24,475	20,086	19,441
放課後等デイサービス	46,392	57,831	59,326	74,377	92,784
保育所等訪問支援	271	418	329	1,450	4,874

⇒各サービス費については者については年々就労支援B型事業が上昇している。
 児については放課後等デイサービスと保育所等訪問支援が上昇しており、保
 育所等訪問支援についてはR 6 年度から利用者が急上昇している。

第2節 障がい福祉アンケートから見えてきたこと

1 アンケート実施概要

福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するためアンケートを実施しました。

- (1) 調査実施時期 令和5年6月中下旬
- (2) 調査対象者 230人
(障害者手帳所持者、自立支援医療受給者、難病患者、伊那養護学校児童・生徒から任意抽出)
- (3) 回答数 123人(回収率53.5%)

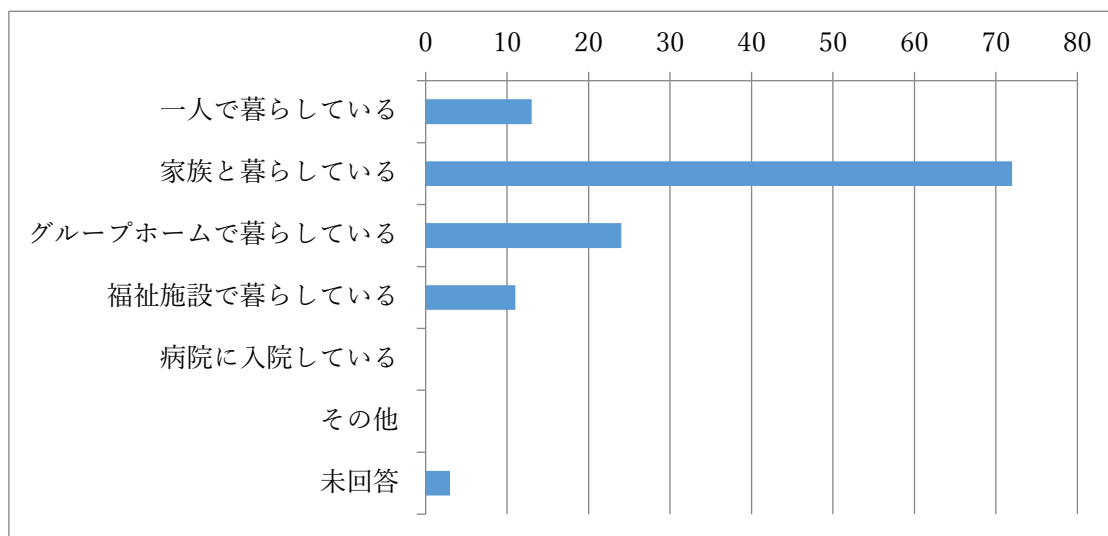
2 調査の結果

(1) 現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」方が72人(58.5%)と最も多い結果となりました。

アンケートの自由記述では将来家族の支援が受けられなくなったときのためにグループホーム*へ入所したいという意見が複数ありました。

図1 現在の暮らしについて (単位:人)

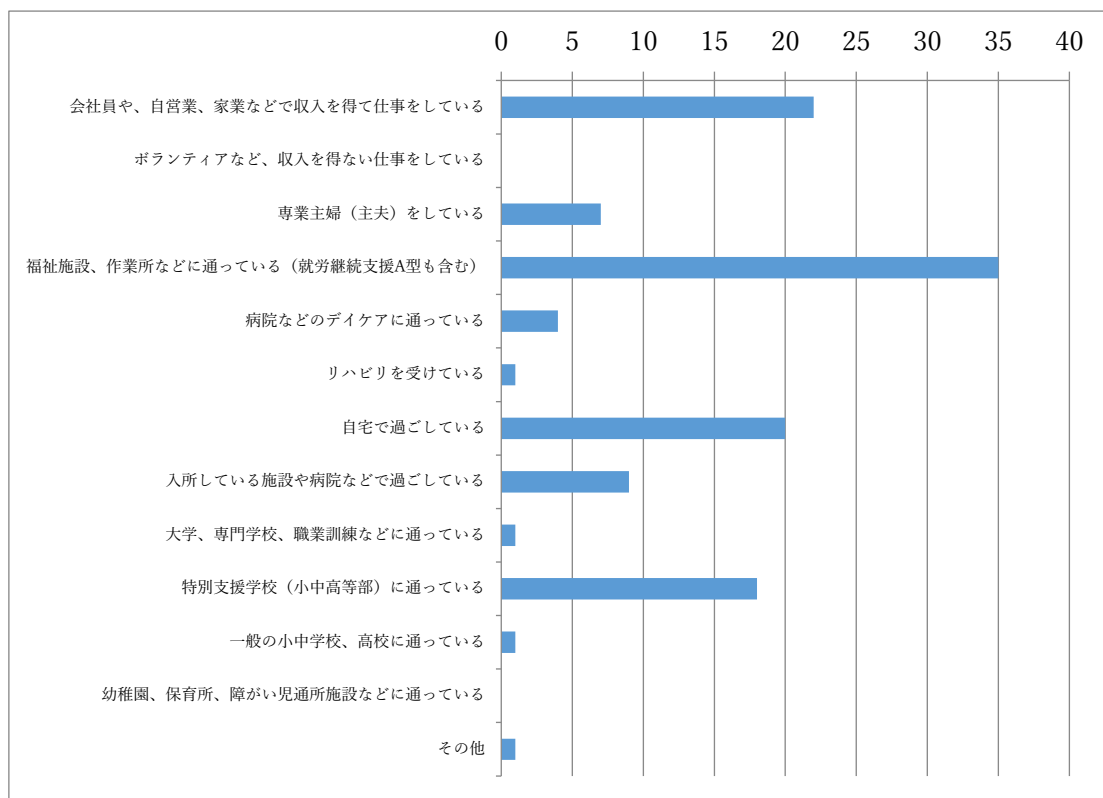


(2) 日中の生活の場について

日中の生活の場について、35 人 (29.4%) が「福祉施設、作業所等」と最も多く、次いで「仕事をしている」が 22 人、「自宅」が 20 人という結果になりました。

図2 日中の生活の場について（複数回答）

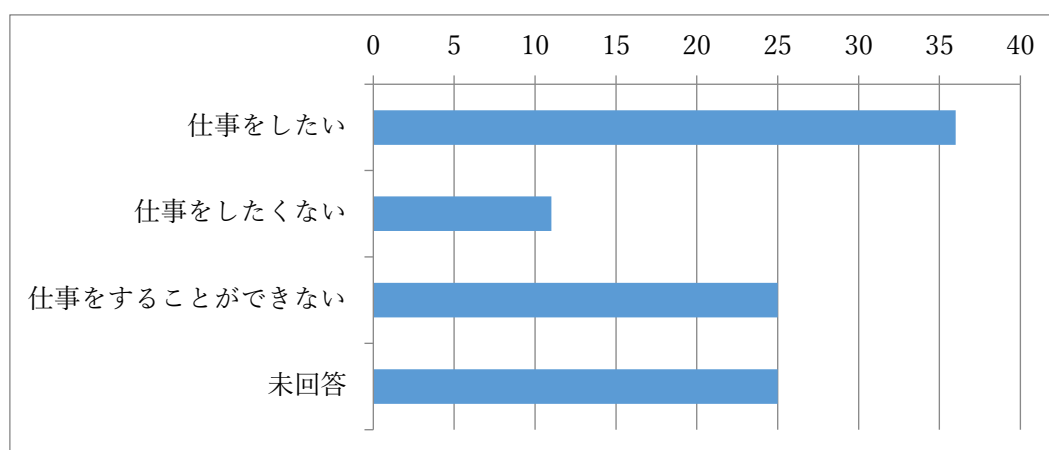
（単位：人）



(3) 仕事について

18～64 歳の方で現在仕事をしていない 97 人のうち、36 人が今後「仕事をしたい」と回答しました。

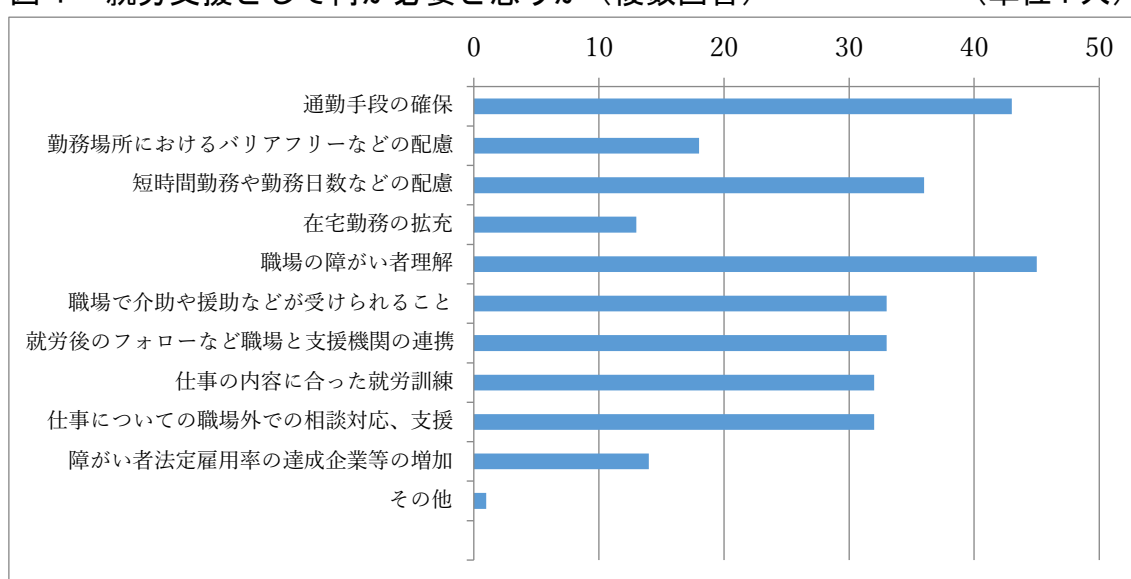
図3 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか（単位：人）



(4) 就労支援について

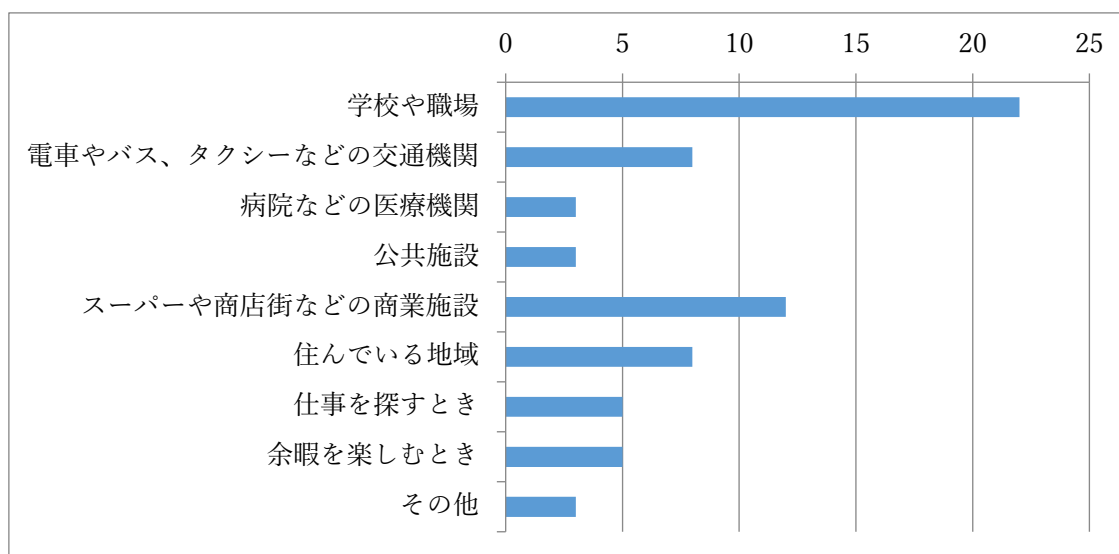
就労支援として必要と思われること（複数回答）については、「職場の障がい者理解」と回答した方が 45 人でした。

図 4 就労支援として何が必要と思うか（複数回答）（単位：人）



関連して、障がいがあることで嫌な思いをしたことがありますかという問いに対して、「ある」「少しある」と回答した方が 46 人、どこで嫌な思いをしたかについて、「学校や職場」が 20 人となっています。

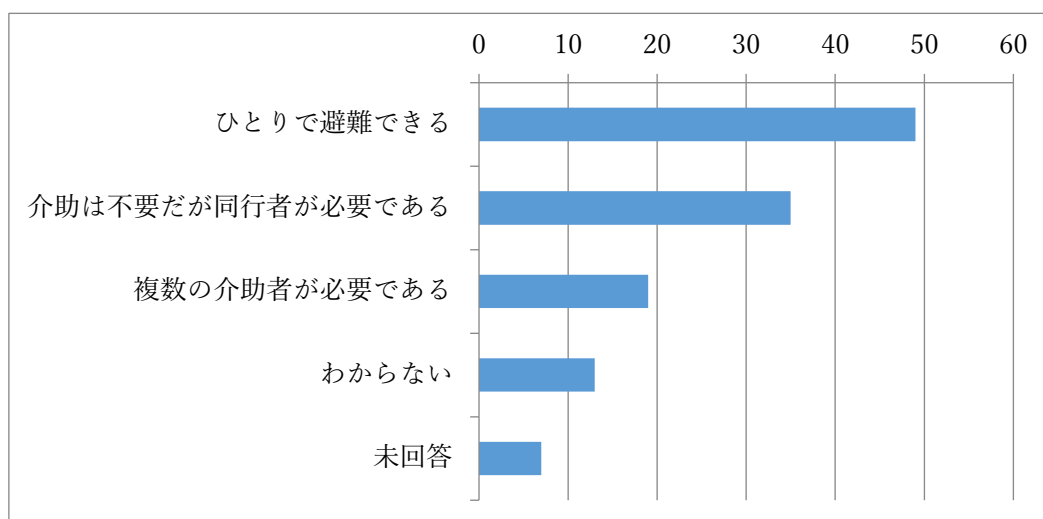
図 5 どのようなところで差別や嫌な思いをしたか（複数回答）（単位：人）



(5) 災害時の支援について

災害時の避難について、「ひとりで避難できる」と回答した方が 49 人、「介助者は不要だが同行者が必要」が 35 人、「複数の介助者が必要」が 19 人となり、支援が必要な方が半数以上となっています。

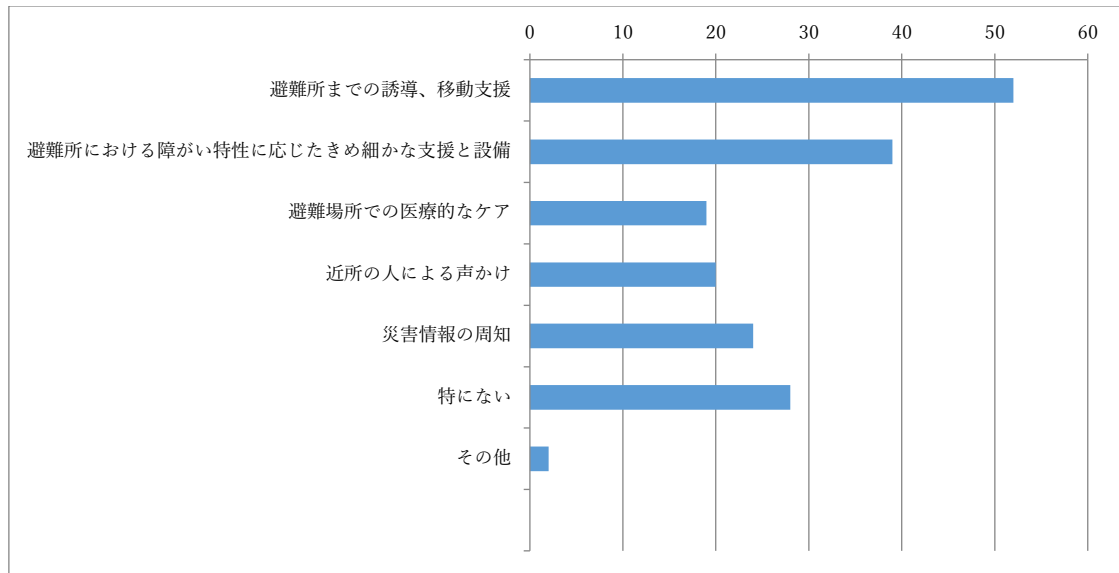
図 6 災害時に避難できるか (単位：人)



災害時に必要な支援について、複数回答で「避難所までの誘導、移動支援」が

52 人、「避難所における障がい特性に応じたきめ細やかな支援と設備」が 39 人でした。

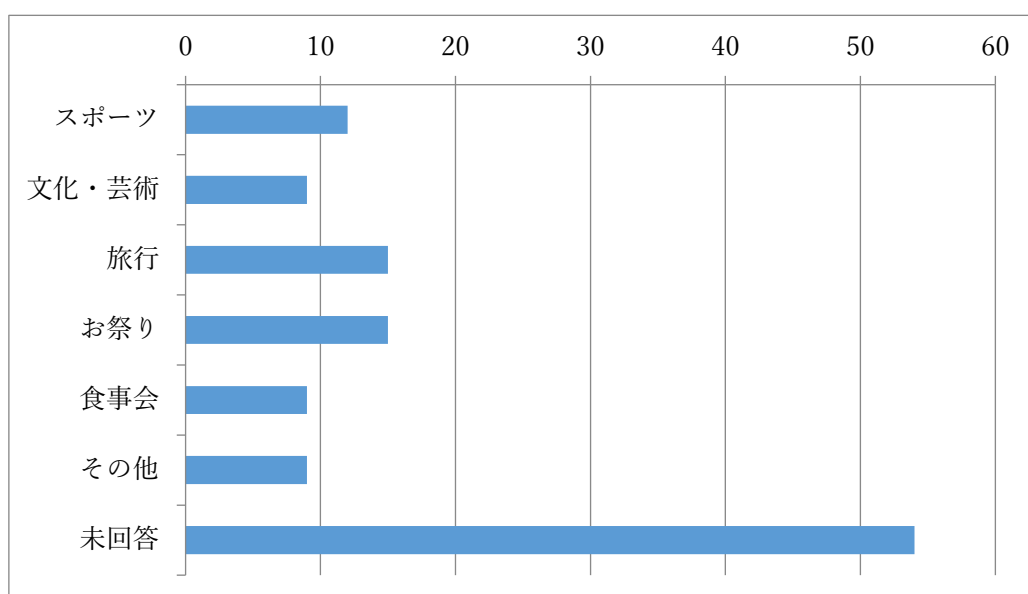
図 7 災害時に必要な支援について（複数回答）（単位：人）



（6）イベントについて

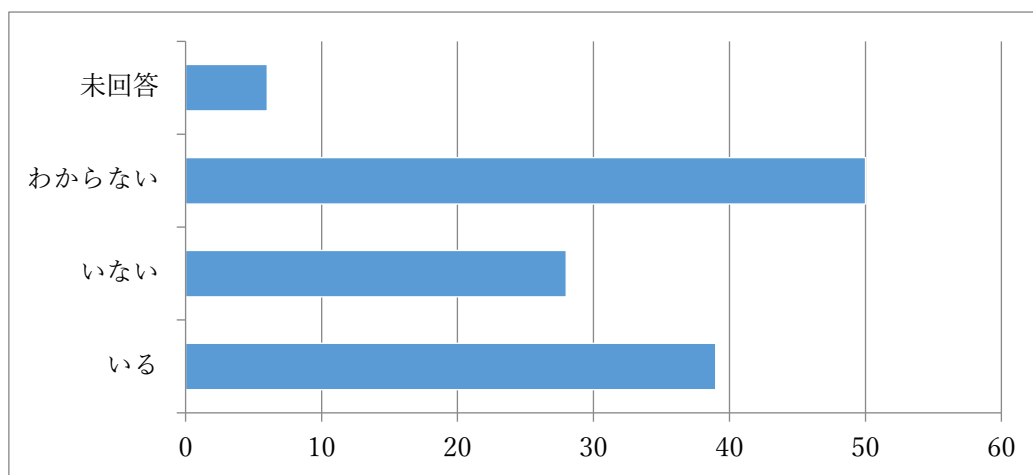
参加してみたいイベントでは、旅行・お祭りが 15 人、スポーツが 12 人となっています。

図 8 障がいのある方もない方も共に交流できるイベントで、参加してみたいと思うことはあるか（複数回答）（単位：人）



今回のアンケート結果から、検討委員会にて検討した中で、注視しなければならないとの意見をいただいた点について、災害時の避難等について、わからないと回答した人が、13 人おり、また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますかの問いにたいして、わからないと回答した人の割合が、最も多く、40.7%であったことから、災害時の支援について地域一丸となつての取組が必要である。

図9 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

箕輪町第5次振興計画と総合福祉計画の基本理念を踏まえ、基本方針を「障がい者が共に暮らせるまちづくり」とし、計画を策定します。

第2節 基本目標

この計画は、以下の3つを基本目標とします。

(1) 地域みんなが障がい者を支え合えるしくみづくり

障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域住民や保健・医療・福祉関係者、教育関係者などが支え合い、取組みを進めます。
施設入所者の地域生活移行の取組みを進めます。

(2) 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスなどの提供を進めます。
地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、災害時の支援や不安を取り除くための取組みを進めます。

(3) 障がいを正しく理解できる社会づくり

地域の人たちが、発達障がいや障がいの特性などについて正しく理解し、差別や虐待のない社会となるよう取組みを進めます。

第2節 計画の体系図

基本方針

障がい者が共に暮らせるまちづくり

基本目標

施策の展開・方向性

1
地域みんなが
障がい者を支え合え
るしくみづくり

- (1) 福祉施設から地域生活への移行促進、グループホーム等の充実
 - ・グループホームの整備促進
 - ・サービス提供体制の整備
 - ・地域移行・地域定着支援の強化
 - ・地域生活支援拠点のさらなる機能の充実
- (2) 関係機関の連携
 - ・関係機関の連携
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・障がい福祉人材の確保
 - ・権利擁護の推進
- (3) 就労支援の取組み
 - ・一般就労へ向けた支援体制の整備
 - ・養護学校卒業後の就職先などの支援
 - ・農福連携の推進
 - ・障がい者就労支援施設等からの物品等の調達
- (4) 社会参加への取組み
 - ・障がい者の社会参加への機会づくり
 - ・障がい者芸術作品展の実施
 - ・読書バリアフリーの推進
 - ・若者参加のための広報の実施

2
誰もが安心して暮ら
せる障がい福祉サー
ビスのしくみづくり

- (1) 障がい福祉サービス等の質の向上
 - ・障がい福祉サービス等の適正な給付と質の向上の取組み
 - ・発達障がい者等に対する支援やひきこもり者への支援
 - ・相談支援体制の充実・強化等
 - ・権利擁護の推進
- (2) 障がい児への支援の強化
 - ・関係機関と連携した支援
 - ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - ・障がい児相談支援体制の充実・強化等
- (3) 緊急時の対応
 - ・要支援者名簿の作成と災害時住民支えあいマップ整備の推進
 - ・福祉避難所の運営体制の充実
 - ・正しい情報提供と避難の実施
 - ・感染症への対応
- (4) 障がい者や家族の不安を取り除く取組み
 - ・相談しやすい窓口の設置

3
障がいを正しく理解
できる社会づくり

- (1) 障がいの理解促進に向けた広報
 - ・障がいの理解促進への新たな取組み
- (2) 虐待の防止と差別の解消
 - ・虐待と差別防止のための広報
 - ・虐待や差別の疑いがあった場合の素早い対応

第3章 施策の展開

1 地域みんなが障がい者を支え合えるしくみづくり

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進、グループホーム等の充実

【現状と課題】

- ①医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加傾向にあります。
- ②地域生活移行の際の居住の場であるグループホームについては、2か所目のグループホームが開所されているが、他の市町村のグループホームを利用しているのが現状です。
- ③障がい者やその家族は「住み慣れたこの町で最後まで暮らしたい」といった思いがあります。
- ④利用者やその家族等のニーズに沿った形で必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりや施設整備のための取組みを進める必要があります。
- ⑤上伊那圏域自立支援協議会では障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の整備を進めています。現在、拠点整備や対象となる方の調査などを実施しており、さらなる推進を図ります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①グループホームの整備促進

- ・町内へグループホームを誘致するための取組みを行います。
- ・設置事業者は地域の実情や利用者のニーズに沿った施設整備や運営を進めます。
- ・地域住民はグループホーム建設や障がいに対する理解を深めます。

町（行政） 事業者 地域住民

②サービス提供体制の整備

- ・利用者やその家族等のニーズに沿った形で必要な時に必要なサービスが受けられるよう相談支援専門員との連携を取りながら支給決定等を進めます。

町（行政） 相談支援専門員

- ・障がいのある人を在宅で支える家族にとって短期入所サービスは重要であり、利用者にサービスをわかりやすく説明するなど、利用しやすい体制づくりを進めます。

町（行政） 相談支援専門員 障がい者とその家族

③地域移行・地域定着支援の強化

- ・施設や病院に長期入所（入院）している障がい者の地域移行を進めるため、地域移行支援や地域定着支援などの障がい福祉サービスを活用できるよう体制づくりを進めます。

町（行政） 相談支援専門員 上伊那圏域地域自立支援協議会*

④地域生活支援拠点のさらなる機能の充実

- ・上伊那圏域自立支援協議会で進めている上伊那圏域の地域生活支援拠点整備については、さらなる推進を行います。

町（行政） 医療、福祉など各機関
上伊那圏域地域自立支援協議会 障がい者やその家族

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 （目標）
グループホームの充実	町内障がい者グループホームの数	箇所	1	4
地域生活移行	障がい者施設入所者数	人	47	40
地域生活支援拠点等有する機能の充実	運用状況を検証、検討する会議の開催	回	5	5

⇒グループホームについては、令和9年度春に「ヨセミテホーム」が新規開所予定。施設入所者数についてはこの3年間に大きな変化はなかった。介護者の高齢化に伴い入所するケースが増えている。
地域生活支援拠点等有する機能の充実については自立支援協議会に毎年出席し、現状の各市町村の課題等を集約してその対策を検討している。

（2）関係機関の連携

【現状と課題】

- ①障がい者を支援する人（民生児童委員など）がどこに連絡したらよいかわからないといった現状があります。障がい者が地域で生活するため、町や福祉事業所、医療機関、教育機関などあらゆる関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。
- ②情報が届かないため障害者手帳を取得できておらず、支援が入らない障がい者がいます。関係機関が連携することで支援を必要としている障がい者への支援体制をつくる必要があります。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①関係機関の連携

- ・障がい者への支援は、障がい保健福祉の観点からのみならず、医療、教育、雇用等の分野を越えた総合的な取り組みが不可欠です。医療機関、教育機関、公共職業安定所など就労関係の機関等と連携して進めていきます。情報共有と連携により現在必要な支援の入っていない障がい者への支援へつないでいきます。

町（行政） 医療、福祉、教育、雇用など各機関

- ・地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、障害者手帳を持っていない障がい者へも地域活動の場を紹介するほか、保健師との相談、障害者手帳取得の案内、福祉サービスによる支援へとつないでいきます。

町（行政） みのわ〜れ、みのあ〜る 医療、福祉、教育など各機関

- ・依存症対策については、相談機関や医療機関の周知及び自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して進めていきます。

町（行政） 医療、福祉など各機関 当事者団体 障がい者とその家族

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を作ります。

町（行政） 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

③障がい福祉人材の確保

- ・障がいの重度化、高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供するためには、福祉にかかわる人の力が必要です。
- ・障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを知ってもらうため、関係者が連携して取り組んでいきます。

町（行政） 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

④権利擁護の推進

- ・判断能力が不十分な障がいのある人が、財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係団体等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業、金銭管理などの制度を活用しやすくするための取り組みを進めていきます。

町（行政） 裁判所 医療、福祉、教育など各機関 障がい者とその家族

（→詳細は、箕輪町成年後見制度*利用促進基本計画を参照）

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 (目標)
精神障がいにも対応した地域包括システムの構築	保健、福祉、医療関係者による協議の場 (開催回数)	回	1	1

⇒上伊那圏域障がい者総合支援センター主体で行っている自立支援協議会内で精神障がい者等地域生活部会として協議の場を設けている。精神障がいの理解と方針、事例検討について、自治体の職員、相談員、サービス提供事業所、医療機関等関係者が集まり協議を行っている。

(3) 就労支援の取組み

【現状と課題】

- ①町内の就労継続支援B型事業所は4か所です。一方、一般就労への移行はあまり進んでおらず、一般就労への移行を意識した支援を行っていく必要があります。
- ②障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進は、以前から取り組んでいます。新たな事業所の参入や新たな調達を開拓するなど事業所の収益力向上を目指す必要があります。
- ③特別支援学校卒業後の就職先など支援を進めていく必要があります。

【施策の展開・方向性】(内は取組にかかわる組織や個人)

①一般就労へ向けた支援体制の整備

- ・就労移行支援や就労定着支援のサービスを活用しながら、就労支援系サービスから一般就労への移行を推進します。本人の意思に基づき、相談支援専門員や上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあの就労支援ワーカーなど支援者が連携し、企業の理解を得ながら移行を進めていきます。
- ・地域活動支援センターみのわ〜れで障がい者への就労支援を行います。

町(行政) 事業所 相談支援専門員 きらりあ みのわ〜れ

②特別支援学校卒業後の就職先などの支援

- ・伊那養護学校では、一般就労、就労継続支援事業所に就職した卒業生に対して卒業後2年間、教諭が企業訪問や支援会議等に参加し、卒業生のフォローアップを行っています。
- ・特別支援学校卒業後は本人の状況に合わせて福祉サービスの種類を変えるなど適切なサービス給付と支援を行います。

③農福連携の推進

- ・ 障がいのある人の新たな就労の場の開拓が必要となっている中で、人口減少や高齢化等により担い手が不足している農業分野の課題と、障がいのある人の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」の取り組みが広がってきています。
- ・ 農福連携の拡大のため事業所や農家への行政の理解やサービスの活用を進めます。

町（行政）

福祉事業所

農家・J A ・一般企業

セルフセンター

④障がい者就労支援施設等からの物品等の調達

- ・ 町では現在、障がい者就労支援施設による庁舎内販売や町施設の清掃業務などを積極的に実施しています。
- ・ 障がい者の工賃等の向上を目指し、障がい者就労支援施設等からの物品等の調達について、引き続き推進していきます。

町（行政）

福祉事業所

地域住民

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和 7 年度	令和 8 年度 （目標）
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数	人	4	7
障がい者就労支援施設等からの物品等の調達	調達金額	円	3 7 0 万 （R 6 年度分）	3 0 0 万

⇒毎年数名のサービス利用者が一般就労へ移行している。
 サービスの利用に対して一般就労への移行の有無などは随時確認している。
 調達金額については令和 7 年度の金額は現在調査中のため令和 6 年度の数値を記載。令和 8 年度の目標値に対して達成している。

（４）社会参加への取り組み

【現状と課題】

- ①障がい者の地域への社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズや意

思を踏まえて支援する必要があります。

- ②社会参加へのきっかけをつかめない障がい者がおり、機会を作る必要があります。
- ③障がい者作品展の展示を毎年実施していますが、引き続き文化芸術活動の推進を行います。
- ④障がい者団体の高齢化が進んでおり、若い障がい者や支援者の参加を促す必要があります。

【施策の展開・方向性】 (内は取組にかかわる組織や個人)

① 障がい者の社会参加への機会づくり

- ・障がい者のニーズや意思を踏まえ、障がい者とその家族だけでなく、障がいのない人も参加できるイベントを企画・実施し、周知を行います。イベント等の実施により障がい者の社会参加へつないでいきます。
- ・もみじの会（精神障がい者当事者の会）を定期的に開催し、社会参加のきっかけづくりを行っていきます。
- ・町は地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る）を活用し、障がい者の社会参加へつないでいきます。
- ・地域の活動は障がい者が参加しやすい体制となるよう町から呼びかけを行います。

町（行政） 箕輪町社会福祉協議会 福祉事業所
地域活動支援センター（みのわ〜れ、みのあ〜る） 地域

② 障がい者芸術作品展の実施

- ・町は障がい者芸術作品展を引き続き実施し、障がい者の芸術文化支援により障がい者の社会参加を推進します。

町（行政） 福祉事業所 障がい者個人

③ 読書バリアフリーの推進

- ・図書館に拡大鏡や拡大文字の書籍、読書CD等を導入し、障がい者等の読書環境の整備を推進します。
- ・視覚障害者に向けたサービスとして「アクセシブルライブラリー」を推進します。

町（図書館）

④ 若者参加のための広報の実施

- ・若い障がい者が障がい者団体へ参加し、支援者が協力できるよう、広報みのわなどを活用した広報や参加できる仕組みづくりを行います。

町（行政） 障がい者団体 障がい者個人

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 (目標)
障がい者団体 への若者の加 入促進	広報みのわへの掲載 (団体の活動紹介)	回	0	1
障がい者等が 参加できるイ ベントの実施	みのわ～れイベント 参加者延べ数	人	468	450

⇒障がい者団体である箕輪町障がい者福祉協議会については、令和7年度で解散となる。スポーツ大会などの参加者をまとめてもらっていたため、今後はホームページ、広報紙など町から直接広報を行う。
みのわ～れのイベントについては参加者は月平均40名ほど。
なお、みのわ～れは今年の8月に松島駅前（旧村上商店）に移転し、移転後も委託管理者主導でイベントを開催していく。

2 誰もが安心して暮らせる障がい福祉サービスのしくみづくり

(1) 障がい福祉サービス等の質の向上

【現状と課題】

- ①障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく必要があります。
- ②障害者手帳の未取得者に対しての支援が不足しています。障がい者の意思決定支援が必要とされています。発達障がい、引きこもりの人への支援が重要です。

【施策の展開・方向性】(内は取組にかかわる組織や個人)

- ①障がい福祉サービス等の適正な給付と質の向上の取組み
 - ・町では福祉サービスの給付決定にあたり、毎月サービス給付判定会議を実施し、適正なサービス給付を行います。 町(行政)
 - ・障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援に留意し、市町村を基本とした障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施します。

- 町 (行政) 地域活動支援センター (みのわ〜れ、みのあ〜る) を活用した支援を行います。
- 町 (行政) 地域活動支援センター (みのわ〜れ、みのあ〜る) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実に努めます。また依存症対策の推進を図ります。
- 町 (行政) 町 (行政) 障がい福祉人材の確保に努めます。
- 町 (行政) 福祉事業所 障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実に向け取り組みを進めます。

②発達障がい者等に対する支援やひきこもり者への支援

- 町 (行政) 発達障がい者等への相談支援体制の充実に図るとともに保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるよう発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。またひきこもり者やその家族等への支援も行います。

③相談支援体制の充実・強化等

- 町 (行政) 町や圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。
- 町 (行政) 相談支援事業所は他機関との連携を取り、相談支援を進めます。

④権利擁護の推進

- 町 (行政) 社会福祉協議会 裁判所 医療、福祉、教育など各機関 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の支援を受け、地域で自立した生活が営めるよう、関係機関等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業、金銭管理などの制度を活用しやすくするための取り組みと制度を活用した状況に応じた支援を進めていきます。

(→詳細は、箕輪町成年後見制度*利用促進基本計画を参照)

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 (目標)
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス 判定会議実施回数	回	24	24

⇒月2回判定会議を行い、障がい福祉係と保健師が参加して障害福祉サービスの内容について判定、また福祉サービス以外も対応に検討が必要なものなども検討している。

(2) 障がい児への支援の強化

【現状と課題】

- ① 令和5年度現在、放課後等デイサービス事業所は3か所であり近隣の市町村の事業所へ通っている障がい児も多く、障がい児支援の充実が必要とされています。
- ② 重症心身障がい児への支援体制が必要とされています。

【施策の展開・方向性】(内は取組にかかわる組織や個人)

① 関係機関と連携した支援

- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援を進め、地域支援体制の構築を図ります。
- ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援、地域社会への参加・包容の推進、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、放課後等デイサービス事業所の誘致など障がい児支援の提供体制の整備を推進します。

町（行政）

福祉事業所

医療、福祉、教育など各機関

② 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置や難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保など支援体制の整備を進めます。

町（行政）

医療、福祉、教育など各機関

③ 障がい児相談支援体制の充実・強化等

- ・ 町や圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。
- ・ 相談支援事業所は他機関との連携を取り、相談支援を進めます。

町（行政）

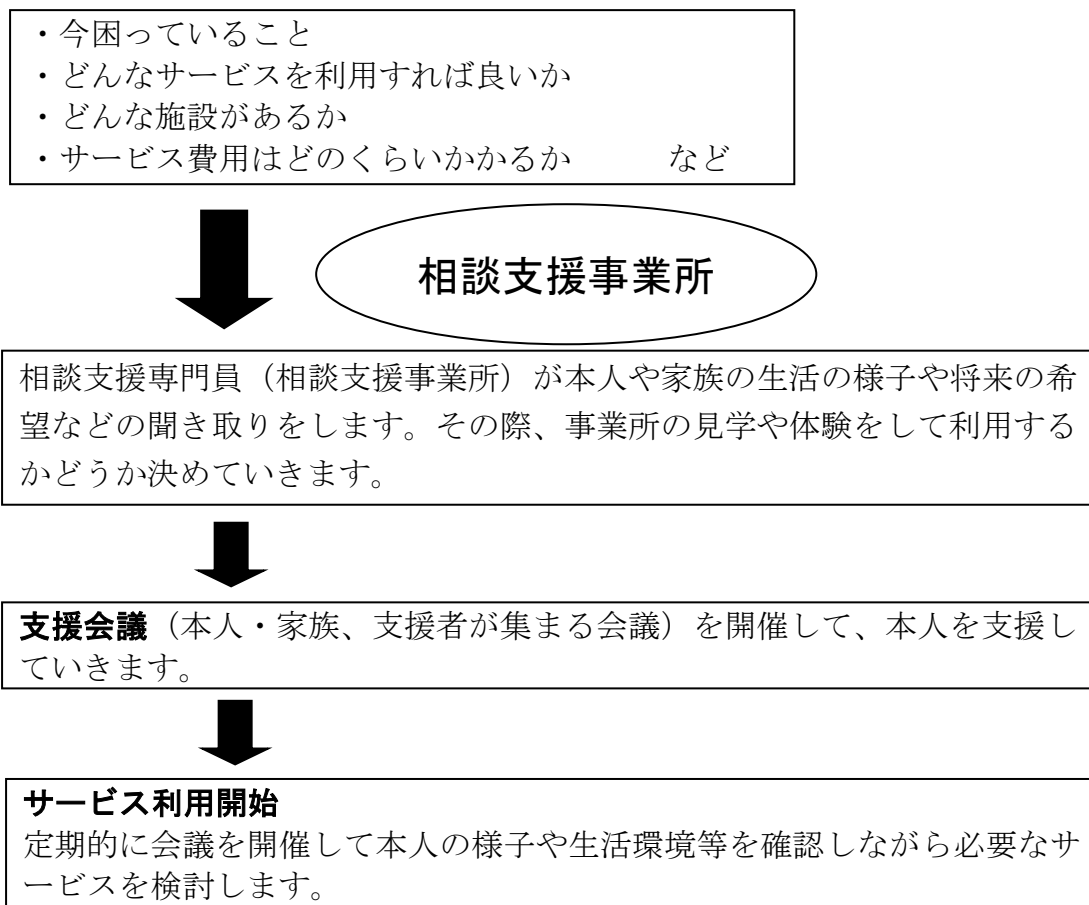
相談支援事業所

医療、福祉、教育など各機関

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 (目標)
障がい児への 支援の強化	町内放課後等デイサービス*事業所設置数	箇所	2	5

障がい福祉サービスを利用するまでの流れ



⇒現在町内には2か所の放課後等デイサービスの事業所が存在。新規に町内に事業所が開設されるよう働きかけているが、少子化や単価面から新設の動きは難しく、他市町村の事業所も利用しながら対応しているのが現状である。

（3）緊急時の対応

【現状と課題】

- ①長野県は多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有し、災害が多発しています。災害時には、支援を必要とする障がい者に対して適切な対応を行い、安全・安心な暮らしを支援する必要があります。
- ②障がい者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれます。自ら避難することが困難で、避難の確保を図るために特に支援を要する者の中には障がいのある人も多く、要配慮者保護のための防災対策の一層の充実が必要です。
- ③市町村が実施する災害時の情報伝達、避難誘導、避難所運営等においては、障がい者、個々の具体的な状況を踏まえ、多様な関係機関とも協力しながら行わ

れることが求められています。

- ④国内で新型コロナウイルス等感染症が発生し、障がい者や障がい児には、感染症に対する抵抗力が弱い方がおり、罹患した場合には重症化する可能性があります。平常時から感染症対策に努めるとともに、県や関係機関等と連携をとり、感染対策を進めていく必要があります。

【施策の展開・方向性】 (内は取組にかかわる組織や個人)

①要支援者名簿の作成と災害時住民支えあいマップ整備の推進

- ・支援システムを活用し関係機関と連携しながら、いざというときに備えるための仕組みを整備します。

町（行政）

町社会福祉協議会

福祉事業所

地域住民

障がい者とその家族

②福祉避難所の運営体制の充実

- ・障がい者、個々の具体的な状況を踏まえ、関係機関と連携しながら行います。

町（行政）

福祉事業所

福祉・医療各機関

地域住民

障がい者とその家族

③正しい情報提供と避難の実施

- ・町はみのわメイト（アプリ）やファックスを活用し、障がい者への正しい適切な情報提供を行います。
- ・障がい者やその家族は、日頃から自宅の防災対策を進め、災害時は的確な避難を行い、避難所での協力を行います。

町（行政）

福祉事業所

地域住民

障がい者とその家族

④感染症への対応

- ・県や関係機関と連携を取り、障がい者施設等の感染症対策に努めます。

・町、県（行政）

福祉事業所

地域住民

障がい者とその家族

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和 7 年度	令和 8 年度 (目標)
要支援者名簿 整備	要支援者名簿登録者 数の増加	人	1,899	新規での障 害者手帳取 得時、要支 援者名簿へ の登録を推 進

※中間評価の際、登録者数や登録率などの評価、分析を行います。

⇒要支援者名簿は現状 1,899 人が登録。災害時の防災マップについても 1 年に 1 回以上の見直しを実施。

(4) 障がい者や家族の不安を取り除く取組み

【現状と課題】

- ①障がい者の将来について、本人や家族が不安を持っています。
- ②相談する機会がなく、支援につながらない時があります。
- ③家族のストレスが虐待につながらないように、悩みを聞ききっかけづくりが必要です。
- ④障がい者や家族の不安を取り除くため、気軽に相談できる体制整備が必要です。

【施策の展開・方向性】(内は取組にかかわる組織や個人)

①相談しやすい窓口の設置

- ・町は精神科医・臨床心理士による「こころの相談」や保健師による相談を実施します。
- ・地域活動支援センター「みのあ〜る」を障がい者やその家族の悩み相談の場として引き続き実施します。相談内容によっては、みのあ〜るから保健師へつなぎます。
- ・町は相談窓口について広報誌やチラシなどで障がい者やその家族あて広報します。
- ・事業者は障がい者の悩みを聞き、必要であれば町へつなぎます。
- ・障がい者やその家族は不安なことがあれば、すぐに町や事業所へ相談します。
- ・精神障がい*者の家族会を開催し、家族間で情報交換や悩みの共有ができるよう支援します。

町 (行政)

地域活動支援センター (みのあ〜る)

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和 7 年度	令和 8 年度 (目標)
相談しやすい 窓口の設置	「みのあ〜る」相談 者数	人	2 1 6	4 0 0
相談しやすい 窓口の設置	「こころの相談」相 談者数	人	2 8	3 6
家族の不安の 解消	家族会登録者数	人	1 5	4 0

⇒「みのあ〜る」については令和 2 年度から利用者は減少しているが、週数回利用する者もあり、居場所づくり、精神を安定させるための相談窓口として活用されている。また相談内容については障がい者福祉係と共有し、必要なサービスにつなげられるような体制を取っている。年間で見ると 8 月～11 月は利用者が少なく、年度末から年度初めは利用者が多い傾向がある。8 月からは新「みのわ〜れ」の移設にあわせて「みのあ〜る」の機能も統合する。移設に合わせて HP や広報誌の掲載、関係機関へ周知を行う。

3 障がい者を正しく理解できる社会づくり

(1) 障がいの理解促進へ向けた広報

【現状と課題】

- ①障がい者や「障がい」そのものへの理解はまだまだ進んでいません。特に発達障がい*は家族でも理解できない場合があり、虐待や差別につながる危険もあります。
- ②障がいを正しく理解するための取組みが必要とされています。

【施策の展開・方向性】（内は取組にかかわる組織や個人）

①障がいの理解促進への新たな取組み

- ・「障がい」や「特性」を正しく理解するための研修を実施します。
（例）町広報やもみじチャンネルの活用、職場での研修の実施
- ・障がいのある人となない人との交流機会を拡大します。
（例）スポーツイベント、文化芸術イベントなど
- ・中学校での福祉体験学習（町社協）などを通じた理解促進を行います。
- ・ヘルプマークの配布と周知を行います。

町（行政）

箕輪町社会福祉協議会

福祉事業所

障がい者とその家族

地域住民

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 （目標）
障がいの理解促進への新たな取組み	障がい理解のための研修会の実施	回	0	1

⇒町主体の研修会は前年度未実施。今後の開催を検討する。

障がい者理解に向けた市町村の情報の共有、自立支援協議会の対応策の検討、先進事例の研究を行った。

文化芸術については毎年箕輪町役場のホールで障がいのある方等から提出していただいた作品を展示している。

(2) 虐待の防止と差別の解消

【現状と課題】

- ①障がい者に対する差別や虐待の発生も後を絶たないことから、障がい者差別解消の推進や障がい者虐待防止等、障がい者の権利擁護の取組みを推進する必要があります。

【施策の展開・方向性】()内は取組にかかわる組織や個人)

①虐待と差別防止のための広報

- ・町は町広報誌、イベント等での広報を実施します。
- ・事業所を通じ広報を展開します。

町（行政）

医療、福祉、教育など各機関

障がい者とその家族

②虐待や差別の疑いがあった場合の素早い対応

- ・相談しやすい窓口を設置します。
- ・虐待や差別の疑いがあった場合は関係者会議を早急に実施します。
- ・関係機関との連携を密にし、対応を進めます。

町（行政）

医療、福祉、教育など各機関

かみいな圏域差別解消協議会

【達成目標等】

施策・事業名	指標	単位	令和7年度	令和8年度 （目標）
虐待と差別防止のための広報	町広報の実施	回	0	1
虐待と差別防止のための広報	パンフレットの作成	—	—	実施

⇒令和3年、5年に広報は1回実施。

前年度は虐待・差別については昨年度虐待、差別ともに2件の通報があった。対応については事業所に聞き取り調査等の情報収集や障害福祉係だけでなく、生活相談室、高齢者あんしん係、健康推進課の保健師等と相談者、協議の場を開き情報の共有を行い方針を検討し、県へ報告や相談者へ解決に向かっての提案を行った。

第4章 国の指針に基づく成果目標と障がい福祉サービス

等の見込量（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画と障がい児福祉計画において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に関する目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

なお、成果目標については、国が定める基本指針や町のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとしています。

1 【成果目標】施設入所者の地域生活への移行

（1）地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	地域移行者数の割合
移行者数	0人	0人	0人	0人	0人	
年度			R5+R6	R5+R6+R7	R5+R6+R7+R8	0.0%
累計			0人	0人	0人	

（2）各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	R4年度 (R5.3.31時点)	R5年度 (R6.3.31時点)	R6年度 (R7.3.31時点)	R7年度 (R8.3.31時点)	R8年度（目標） (R9.3.31時点)	削減数の割合 (R4/R7)
支給決定者数	18	17	14	13	18	
削減数	単年度 実績	R4-R5	R5-R6	R6-R7	R7-R8	72%
		1 人	3 人	1人		
	累計	R4-R7				
		5人				

2 【成果目標】地域生活支援拠点*等有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

項目	R6年度	R7年度	R8年度（目標）
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	1 1 か所
コーディネーターの配置人数	0 人	0人	1 人
運用状況の検証及び検討の回数 (回／年)	0回	0回	5 回

(2) 強度行動障害を有する者への支援体制整備

○本項目の取組単位について教えてください。 (市町村、圏域・地域、その他複数市町村)		圏域・地域		
* 圏域・地域単位又はその他複数市町村で取り組む場合、圏域・地域名または合同で実施する市町村名を記載してください。		上伊那		
項目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握、支援体制の有無	特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通じて圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置する。	特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通じて圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置する。	特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通じて圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置する。
	実施の体制	圏域全体で強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サピ管等と定期的な共有の場を作る。	圏域全体で強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サピ管等と定期的な共有の場を作る。	圏域全体で強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サピ管等と定期的な共有の場を作る。

3 【成果目標】福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	R3年度 (F)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(目標) (G)	R3年度実績に対する伸び ((G) / (F))
①～④ 合計	3 人	3 人	2人	3人	8 人	2.67倍
各項目の実績及 び見込み	①就労移行支援から					
	R3年度 (H)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(目標) (I)	R3年度実績に対する伸び ((I) / (H))
	2 人	2 人	1人	1人	4 人	2.00倍
	②就労継続支援A型から					
	R3年度 (J)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(目標) (K)	
	0 人	0 人	0 人	1人	1 人	
	③就労継続支援B型から					
	R3年度 (L)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(目標) (M)	R3年度実績に対する伸び ((M) / (L))
	1 人	1 人	1 人	1人	3 人	3.00倍
	④生活介護・自立訓練（機能訓練／生活訓練）から					
	R3年度 (N)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(目標) (O)	
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業者の割合

年度	市町村内に所在する 就労移行支援事業所数 (R)	左記事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上 の就労移行支援事業者 (S)	割合 (S/R)
R6年度	1箇所	1箇所	100%
R7年度	1箇所	1箇所	100%
R8年度	1箇所	1箇所	100%

(3) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

年度	市町村内での就労移行支援事業等から 一般就労への移行者 (P)	左記のうち 就労定着支援の利用者 (Q)	割合 (Q/P)
R3年度	3人	1人 (T)	33%
R6年度	1人	1人	100%
R7年度	1人	1人	100%
R8年度(目標)	8人	3人 (U)	38%
		3倍 (U/T)	

(4) 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

年度	市町村内に所在する 就労定着支援事業所数 (R)	左記事業所のうち 就労定着率7割以上の事業所数 (S)	割合 (S/R)
R6年度	0箇所	0箇所	0%
R7年度	1箇所	1箇所	100%
R8年度	1箇所	1箇所	100%

4 【成果目標】障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

項目		R6年度	R7年度	R8年度
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	体制の有無	無	無	有
	実施の体制			重層的支援体制の構築

⇒重層的支援体制に向け福祉課内で協議中。

(2) 児童発達支援センターの設置

R4年度までに設置済	R5年度 設置予定	R6年度 設置予定	R7年度 設置予定	R8年度 設置予定
				○

※市町村に整備 (R8年度までに)

⇒現状設置なし。

(3) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

R4年度までに設置済	R5年度 設置予定	R6年度 設置予定	R7年度 設置予定	R8年度 設置予定
○				

(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

R4年度までに設置済	R5年度 設置予定	R6年度 設置予定	R7年度 設置予定	R8年度 設置予定
○				

※上伊那圏域の全市町村で利用できる体制を整備（1か所設置）

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

R4年度までに設置済	R5年度 設置予定	R6年度 設置予定	R7年度 設置予定	R8年度 設置予定
				○

※医療的ケア児コーディネーターの配置人数 1人（R8年度までに）

⇒現状配置無し。今年度のコーディネーター研修に障がい者福祉系の職員が出席を予定。具体的な体制について他課と協力して取り組む予定。

【活動指標】

1 訪問系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（推定）
居宅介護	利用時間	225時間	271時間	243時間	298時間
	利用者数	29人	49人	46人	37人
重度訪問介護	利用時間	100時間	97時間	89時間	133時間
	利用者数	2人	2人	2人	2人
同行援護	利用時間	4時間	5時間	6時間	6時間
	利用者数	2人	2人	2人	2人
行動援護	利用時間	241時間	199時間	152時間	319時間
	利用者数	3人	5人	7人	4人
重度障害者等包括支援	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	(利用単位数)	0単位数	0単位数	0単位数	0単位数
	利用者数	0人	0人	0人	0人
訪問系サービス合計	利用時間	570時間	572時間	490時間	756時間
	利用者数	36人	58人	57人	45人

2 日中活動系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（推定）
生活介護	利用日数	662	716	744	881
	利用者数	35人	41人	42人	55人
うち重度障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
自立訓練（機能訓練）	利用日数	49	37	37	65
	利用者数	5人	5人	5人	8人
自立訓練（生活訓練）	利用日数	14	15	15	19
	利用者数	1人	1人	1人	3人
うち精神障がい者の利用	利用者数	1人	1人	1人	3人
就労選択支援	利用者数		0人	0人	0人
就労移行支援	利用日数	76	99	59	101
	利用者数	5人	14人	12人	8人
就労継続支援（A型）	利用日数	22	13	29	28
	利用者数	1人	2人	2人	2人
就労継続支援（B型）	利用日数	2,266	2,317	2,474	3,015
	利用者数	130人	153人	169人	172人
就労定着支援	利用者数	0人	1人	3人	5人
療養介護	利用者数	3人	3人	3人	4人
短期入所（福祉型）	利用日数	26	44	38	33
	利用者数	1人	10人	14人	2人
うち重度障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
短期入所（医療型）	利用日数	3	5	5	3
	利用者数	1人	2人	1人	1人
うち重度障がい者の利用	利用者数	1人	0人	0人	1人

3 施設系サービス（※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（推定）
自立生活援助	利用者数	0	0人	0	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	0人	0	0人
共同生活援助	利用者数	35	40	42	40人
うち日中サービス支援型 共同生活援助	利用者数	35	40	42	40人
うち精神障がい者の利用	利用者数	8	7	7	9人
うち重度障がい者の利用	利用者数	3	2	2	4人
施設入所支援	利用者数	18	18	17	18人

4 相談支援（※年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度（推定）
計画相談支援（新規）	利用者数	50	22	38	66人
地域移行支援	利用者数	0	2	0	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	2	0	1人
地域定着支援	利用者数	1	0	0	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	0	0	0人

5 障がい児支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(想定)	
児童発達支援	利用日数	141	人日分	116	人日分	119	人日分	188	人日分
	利用児童数	19	人	36	人	38	人	26	人
放課後等デイサービス	利用日数	542	人日分	718	人日分	782	人日分	721	人日分
	利用児童数	53	人	80	人	85	人	72	人
保育所等訪問支援	利用日数	2	人日分	8	人日分	23	人日分	2	人日分
	利用児童数	1	人	7	人	26	人	1	人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	利用児童数	0	人	0	人	0	人	0	人
福祉型障害児入所支援	利用児童数	0	人	0	人	0	人	0	人
医療型障害児入所支援	利用児童数	2	人	0	人	0	人	2	人
障害児相談支援(新規)	利用児童数	18	人	23	人	27	人	24	人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0	人	0	人	0	人	1	人

6 「発達障がい者に対する支援」に係る活動指標

項目	見込むもの	令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数/年	0人	0人	0人	0人
	実施者数/年	0人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0人	0人	0人	0人

7 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る活動指標

項目			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
市町村ごとの保険・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			1回	1回	1回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	分野	保健	1人	1人	1人
	分野	医療（精神科）	1人	1人	1人
	分野	医療（診療科名を記入）			
	分野	福祉	1人	1人	1人
	分野	介護	1人	1人	1人
	分野	当事者	1人	1人	1人
	分野	家族	1人	1人	1人
	分野	その他（分野を記入）	0人	0人	0人
市町村ごと保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価		目標設定	精神障がい者の共同生活援助・地域定着支援	精神障がい者の共同生活援助・地域定着支援	精神障がい者の共同生活援助・地域定着支援
		評価の実施回数	1回	1回	1回

8 「相談支援体制の充実・強化等」に係る活動指標

（１）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度(想定)
総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	体制の有無	有	有	有
	実施の体制	基幹相談支援センターが中核となり実施	基幹相談支援センターが中核となり実施	基幹相談支援センターが中核となり実施
地域の相談支援児御者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		6件	6件	5件
地域の相談支援児御者の人材育成の支援件数		6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		5回	5回	4回
個別事例の支援内容の検証実施回数		10回	10回	2回
主任相談支援専門員の配置人数		1人	2人	1人

（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
参加事業者数・機関数	-	-	25団体
協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	31回	29回	25回

9 「障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み」に係る活動指標
 (1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

(2) 障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有

審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有
実施の方法	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言	支払い審査システムを活用した事業所請求への助言
実施回数	12回	12回	12回

【基盤整備】

1 障がい福祉サービス

種類	見込むもの	令和4年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	貴市町村が必要とする定員数(枠)	35	38	50	55
【再掲】生活介護(通所のみ)		9	10	11	12
自立訓練(機能訓練)		5	5	7	8
自立訓練(生活訓練)		1	1	2	3
就労選択支援		令和7年度より		1	1
就労移行支援		5	6	7	8
就労継続支援(A型)		1	1	2	2
就労継続支援(B型)		141	155	171	188
就労定着支援		1	1	1	1
療養介護		3	3	4	4
短期入所(福祉型)		8	9	10	11
短期入所(医療型)		2	2	2	3
自立生活援助		0	0	0	0
共同生活援助		38	42	46	51
うち日中サービス支援型共同生活援助		3	3	3	3
施設入所支援		20	22	24	27
特定相談支援	貴市町村内に所在する事業所数	2	2	2	3
一般相談支援(地域移行支援)	事業所数	0	0	0	0
一般相談支援(地域定着支援)		0	0	0	0

2 障がい児支援

種類	見込むもの	令和4年度（実績）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	貴市町村が必要とする定員数（枠）	17	19	21	23
放課後等デイサービス		55	61	67	73
保育所等訪問支援		1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所支援		0	0	0	0
医療型障害児入所支援		2	2	2	3
障害児相談支援	貴市町村内に所在する事業所数	1	1	1	1

障がい福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

事業名		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
		実施見込箇所 数	実利用見込み 者数	実施見込箇所 数	実利用見込み 者数	実施見込箇所 数	実利用見込み 者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 * 実施の有無を記載		1		1		1	
(2) 自発的活動支援事業 * 実施の有無を記載		0		0		0	
(3) 相談支援事業							
	① 障害者相談支援事業	1		1		1	
	基幹相談支援センター * 設置の有無を記載	有		有		有	
	② 基幹相談支援センター等機能強化事業	1		1		1	
	③ 住宅入居等支援事業	0		0		0	
(4) 成年後見制度法人後見支援事業			1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 * 実施の有無を記載		有		有		有	
(6) 意思疎通支援事業							
	① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 * 実利用見込み件数を記載		20		20		20
	② 手話通訳者設置事業 * 実設置見込み者数を記載						
(7) 日常生活用具給付等事業 * 給付等見込み件数を記載							
	① 介護・訓練支援用具	1		1		1	
	② 自立生活支援用具	2		2		2	
	③ 在宅療養等支援用具	3		3		3	
	④ 情報・意思疎通支援用具	4		4		4	
	⑤ 排泄管理支援用具	630		630		630	
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 * 実養成講習修了見込み者数（登録見込み数）を 記載			2		2		2
(9) 移動支援事業 * 「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者 数、延べ利用見込み時間数の順に記載			500 4,100		500 4,100		500 4,100
(10) 地域活動支援センター * 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に 他市町村分を記載		2	0	2	0	2	0

第5章 計画の推進体制

1 庁内における横断的な取組みの推進

計画の実現のためには、障がい者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がい者を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい者施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組みを推進します。

2 達成目標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画に記載した事業や取組みについて、あらかじめ設定した達成目標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を通して、町の障がい者施策の目指す方向性を関係者が相互に学習し合い、これらの成果を計画策定に活用していきます。

3 スケジュール（3年間）

4月		取組みの実施 (Do)
5月		
6月	・ 庁内会議の実施（毎年） 目標等の進捗状況の調査、分析、課題等の整理 (Check)	
7月	・ 庁外会議の実施（3年目と必要に応じ開催） 目標等の進捗状況の報告、意見集約 (Check)	
8月		
9月	・ 庁内会議の実施（毎年） 次年度の目標設定 (Plan) 提言内容の事業化、予算の反映へ向けた協議 (Action)	
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

総括

この３年間、障がい者部会では、箕輪町総合福祉計画に基づき、障がいのある方が地域の中で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に関する検討を重ねてきました。

計画期間を通じて、障がい福祉サービスの提供体制、相談支援、障がい児支援、地域生活への移行、就労支援、権利擁護、差別解消、災害時支援など、幅広い課題について確認し、現状や課題を共有できたことは大きな成果であったと考えます。

特に、障がいのある方やその家族を取り巻く課題は、福祉サービスだけで完結するものではなく、保健、医療、教育、就労、防災、地域づくりなど、多分野との連携が必要であることを、改めて確認する３年間でありました。部会において、関係機関や委員それぞれの立場から意見を出し合い、地域の実情に即した支援のあり方を検討できたことは、今後の施策推進に向けた重要な土台になったものと評価します。

一方で、相談支援体制のさらなる充実、サービスを担う人材の確保、障がい児支援から成人期への切れ目のない支援、家族介護者への支援、地域住民の理解促進、緊急時や災害時の支援体制づくりなどについては、引き続き重点的に取り組む必要があります。

そして、この３年間の取組を通じて明らかになった成果と課題は、次の３年間を見据えた第５期総合福祉計画において、施策を進めるうえでの重要な指標になるものと考えます。

第５期総合福祉計画では、これまでの議論を土台に、数値目標や取組指標の達成状況を確認するだけでなく、障がいのある方やその家族が、地域で安心して暮らせているか、自分らしい生活を送ることができているかという実感にも目を向けていくことが大切です。

そのためには、行政、相談支援事業所、福祉サービス事業所、医療・教育機関、地域、当事者団体などが連携した支援体制をさらに深めていくことが求められます。

総じて、この３年間の障がい者部会の取組は、箕輪町における障がい福祉施策の方向性を確認し、次の計画期間へつなげるための意義ある検討であったと考えます。

今後も、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを進めていく所存です。